

Population 人のうごき (福智町の人口)

- 人口 20,680人
前月比 - 18人
前年比 - 316人
- 男性 9,887人
女性 10,793人
- 転入 60人・転出 55人
出生 10人・死亡 33人
- 世帯 11,035世帯
前月比 - 14世帯
前年比 - 71世帯
※ 令和7年9月1日現在(住民基本台帳人口)

お亡くなりになったみなさんのご冥福を、心よりお祈り申し上げます。 福智町長・福智町議会議長
— 市電はひかえさせていただきます —

Tax おさめて安心 (税の納期限)

国民健康保険税 [4期] 10月31日 迄

Event チクホー net (近隣の催し)

【田川市】 第2回 田川市立病院 病院まつり
(田川市立病院)
10月19日 日 / 10:00 ~ 15:00
病院ならではの体験・検査など、楽しい企画が盛りだくさん! 奮ってご参加ください。
田川市立病院 ☎ 44-2100

【田川市】 第17回 TAGAWA コールマイン・フェスティバル
(田川市石炭記念公園)
11月1日 日・2日 日 / 10:00 ~
田川市産業振興課 ☎ 85-7147

第17回 TAGAWA コールマイン・フェスティバル

11月1日・2日 田川市石炭記念公園

10:00 ~ 17:00

11月1日・2日 田川市石炭記念公園

10:00 ~ 17:00

Medical health

保健の掲示板

10月16日から11月15日までの保健事業日程

10月24日 ㊟【健康相談】
健診結果の説明等健康に関する相談希望者を対象
[会場] 役場 [受付] 13:30 ~ 15:30

11月6日 ㊟・7日 ㊟【住民健診】
受診希望者は10月20日 ㊟までに要申込
[会場] 金田保健センター
[予約方法] ① Web / ② 9月号に掲載したはがき / ③ 集団健診コールセンター ☎ 0120-332-350

㊟ 保険健康課 健康係 ☎ 22-3518

10月22日 ㊟【4~5か月児健診】
4か月~5か月児を対象 (個人通知します)
[会場] 金田保健センター [受付] 13:00 ~ 14:00

10月29日 ㊟【1歳6か月児健診】
1歳6か月~1歳8か月児を対象 (個人通知します)
[会場] 金田保健センター [受付] 13:00 ~ 14:00

11月12日 ㊟【3歳児健診】
3歳~3歳2か月児を対象 (個人通知します)
[会場] 金田保健センター [受付] 13:00 ~ 14:00

㊟ こども課 こどもすこやか係 ☎ 22-3700
※ お子さんの身体計測・育児相談などの希望があれば、ご連絡ください。

Information

【脳卒中・心臓病患者やその家族の相談に無料で応じます!】
県循環器病総合支援センター

県内在住の循環器病(脳卒中・心臓病等)患者やその家族を対象として、医師や看護師、薬剤師などに無料で相談できる事業を行っています。詳細はセンターHPをご確認ください。

● 相談内容
生活上の注意点、療養場所、後遺症、仕事と治療の両立など

● 相談方法 ※要予約
Web / 電話 / 対面 (福岡県循環器病総合支援センター)

● 相談時間
平日 9時 ~ 16時の間

㊟ 福岡県循環器病総合支援センター ☎ 092-836-5003

税務課からのお知らせ

定額減税不足額給付金

Point 1 対象者

原則として令和7年1月1日に福智町に住民登録があるかた(※1)で、次の(1)、(2)のどちらかに該当するかた(令和7年1月1日に福智町にお住まいでない場合は、令和7年1月1日お住まいの市区町村にご確認ください。)

(1) 定額減税しきれず不足額が生じたかた
→【不足額給付I】

(2) 定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかったかた →【不足額給付II】

(※1) 令和7年1月1日に福智町に住民登録があった場合でも、令和7年度個人住民税が他市町村から課税されている(非課税者も含む)場合は令和7年度個人住民税を課税している自治体から不足額給付金が支給されます。

※ 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り、(事業専従者のかたは専従者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り。)

不足額給付II: 次の要件をすべて満たすかた
(要件1) 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であること
(要件2) 税制上で、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
(要件3) 低所得世帯向け給付(※2)の対象世帯の世帯主または世帯員に該当していないこと
(※2) 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)
令和5年度均等割のみの課税世帯への給付(10万円)
令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

● 不足額給付Iについて

不足額給付時(令和7年) = 当初給付時(令和6年) - 調整給付金(不足額給付額(令和7年))

※ 定額減税前の令和6年度個人住民税所得割額と令和6年分所得税額の両方が0円(非課税)であったかたは対象ではありません。

不足額給付時(令和7年)

不足額給付額(令和7年)	1万円単位への切上げ額
※ 1万円単位	所得税分 定額減税しきれない額 (令和6年推計値)
	個人住民税所得税分 定額減税しきれない額 (令和6年実績)

当初給付時(令和6年)

当初給付額(令和6年)	不足額給付時(令和7年)
給付不足額	1万円単位への切上げ額
1万円単位への切上げ額	所得税分 定額減税しきれない額 (令和6年推計値)
	個人住民税所得税分 定額減税しきれない額 (令和6年実績)

Point 2 申請手続きについて(申請期日: 令和7年11月28日まで)

▶ 「不足額給付I」の対象者で令和6年中に本人名義の口座宛に福智町定額減税補足給付金(調整給付金)の振り込みがあったかたについては、9月末までに調整給付金(不足額給付分)支給のお知らせを送付しますので、申請は不要です。

▶ 「不足額給付I」「不足額給付II」の対象者で振込口座等の確認が必要な人には9月末より順次、調整給付金(不足額給付分)確認書を送付しますので、期日までに郵送またはオンラインによる手続きをお願いします。

※なお、御案内につきましては、あくまで支給の可能性があるかたへ送付していますので、審査の結果、給付対象外となる場合がありますので、ご了承ください。

※不足額給付I・IIの対象者のうち、令和6年1月2日以降に福智町に転入されたかた等で転入前の自治体から当初調整給付の支給状況等が確認ができていない場合や、不足額給付IIの対象者のうち町外にお住まいの事業主の専従者となっているかた等で、福智町が対象者の確認ができない場合等は案内を送付できておりません。

▶ 対象者にあてはまる可能性があるにもかかわらず、案内が届いていない場合は福智町HP(上記QRコード)に掲載している申請書をダウンロードしていただき、期日までに手続きをお願いします。

問 定額減税不足額給付コールセンター ☎ 0120-204-115 9:00 ~ 17:00(平日)